

高第1634号
障第 488号
令和3年5月24日

各高齢者・障がい者入所施設 運営法人代表者 様

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長
岐阜県知事 古田 肇

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく
高齢者・障がい者入所施設従事者への予防的検査に関する協力要請

全国的に新型コロナウイルス感染症の「第4波」は依然収まっておらず、本県においても、5月14日には新規感染者数が過去最多の155人を記録し、病床使用率も5月中頃から「第3波」のピーク時を上回る過去最悪の水準が継続するなど、極めて深刻な状況となっております。

今後、感染者数が減少しない場合、あるいは、重症化しやすく入院期間が長期化しやすい高齢者等へと感染が拡大した場合には、本県が取り組んでいる「自宅療養者ゼロ」が維持できなくなり、家庭内感染や重症化のリスクを抱えた状態で自宅療養や施設内療養を余儀なくされる方が多く生じる深刻な事態に陥ることも想定されます。

この難局を乗り切るためには、全ての県民の皆様とともに「オール岐阜の総力戦」で、基本的な感染防止対策の徹底、医療・福祉対策の強化、ワクチン接種の推進、人流抑制策などのあらゆる対策を強力に実行していく必要があります。

そうした中、高齢者・障がい者入所施設の予防的検査につきましては、入所施設の利用者と職員の方々を守り、また地域での感染拡大防止と医療提供体制の確保を図るための重要な対策として、県と市町村が連携して取り組んでまいりました。

この予防的検査により、無症状の職員の感染者が発見され、早期の接触者検査で感染拡大がないことを確認できた例がある一方、予防的検査を実施していない施設において、大規模なクラスターが発生した例がある状況となっております。福祉施設での感染を防ぐためには、ワクチン接種の推進とともに、並行して予防的検査を実施することが極めて重要と考えております。

つきましては、独自に予防的な検査を実施されている施設及び入所者と職員の方のワクチン接種が完了している施設以外で、県と岐阜市が実施している「高齢者・障がい者入所施設に対する予防的検査」に、未だ申込みをされていない施設に対しまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、予防的検査実施の協力要請をいたしますので、下記により申込みを行っていただきますようお願いいたします。

また、独自で予防的な検査を実施されている施設及びワクチン接種が完了している施設につきましても、予防的検査の申込みを受け付けますので、この機会に、当検査を活用した検査体制の強化について、積極的にご検討をお願いします。

なお、すでに、予防的検査に申し込んでいただいている施設におかれましては、引き続き円滑な実施にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 要請内容

対象施設	要請内容	根拠法令
県内の高齢者・障がい者入所施設であって、令和3年5月24日時点で、岐阜県もしくは岐阜市が実施する予防的検査に申込みをされていない施設であって、以下のいずれの条件にも該当する施設 1. 独自で予防的な検査を実施していない。 2. 入所者および職員の方へのワクチン接種が完了していない。	できる限り速やかに、岐阜県もしくは岐阜市の予防的検査に申込みを行うこと。(※)	新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項

※ 検査内容、申込方法等については以下を参照し、岐阜市内に所在する施設については岐阜市へ、岐阜市以外に所在する施設については岐阜県へ、5月中を目途に申込みを行っていただきますようお願いいたします。

【岐阜市内に所在する施設】

岐阜市ホームページ：<https://www.city.gifu.lg.jp/40558.htm>

【岐阜市以外に所在する施設】

岐阜県ホームページ：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/145951.html>

(検査方法(抗原定性検査・PCR検査)については柔軟に対応します。)

担当	岐阜県健康福祉部 福祉施設社会的検査チーム
連絡先	TEL：058-272-1111 内線2235, 2376, 4825, 4826 FAX：058-278-3569

参考

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）

第三章 新型インフルエンザ等の発生時における措置

中略

（都道府県対策本部長の権限）

第二十四条 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

中略

9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。